平成２２年（フ）第１６２号
佐賀県鹿島市大字三河内己277番地
破産者　森永　浩隆
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２２３８号
札幌市北区篠路６条１丁目３番27号　ハイツリマン203号
破産者　中嶋ひとみ
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７３７号
仙台市泉区黒松３丁目２番７―403号、開始決定時の住所宮城県黒川郡富谷町明石台５丁目18番地７
破産者　後藤　美枝（旧姓沓澤）
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８９２号
仙台市太白区四郎丸字前72番地　アーベインヒルズ302、従前の住所仙台市太白区四郎丸字吹上43番地の３
破産者　伊藤　邦宏
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９７３号
宮城県黒川郡大和町杜の丘２丁目１番地の１、開始決定時の住所仙台市青葉区上愛子字中遠野原７番地の27
破産者　高橋　幹也（旧姓阿部）
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３４号
仙台市青葉区みやぎ台４丁目20番６号
破産者　山田　勇一
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７１号
宮城県大崎市古川宮沢字金堀場14番地３
破産者　佐々木英幸
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
山形県西置賜郡小国町大字綱木箱口298番地１
破産者　井上　　實
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１３７号
川崎市中原区宮内１丁目４番12―206号、前住所川崎市中原区宮内１丁目４番34号
破産者　嶋田　文裕
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５２９号
川崎市宮前区野川2229番地　県営住宅３―405、開始決定時の住所川崎市宮前区梶ケ谷５番地13
破産者　川上　秀雄
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
神奈川県横須賀市平作２丁目29番２号　２Ｆ
破産者　須藤　博樹
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１２９１号
名古屋市中川区丸米町２丁目129番地　市営丸米荘108号、開始決定時の住所名古屋市瑞穂区田辺通５丁目15番地　グランドハイツ瑞穂公園1202号
破産者　角　　泰直
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３４９号
愛知県津島市城山町３丁目91番地　市営城山住宅
破産者　中西　喜治
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４４２号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番106―503号大幸東団地
破産者　ランド・アークこと　戸松　保吉
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４７８号
名古屋市緑区藤塚１丁目1301番地　ユーアヴァンセ203号
破産者　二村　幸代（旧姓水野・又吉）
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５９０号
名古屋市港区九番町１丁目１番地の１　九番団地３棟1038号
破産者　太田　勲子
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８７５１号
大阪府寝屋川市点野５丁目29番７号、開始決定時の住所大阪府寝屋川市平池町34番28―212号
破産者　石井　壮吉
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４２９号
大阪府吹田市岸部北３丁目25番７号
破産者　池畑　信夫
1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部